

住宅用防犯カメラ設置に補助をします



市内の自己用住宅に防犯カメラを設置したかたに対し、購入・設置費用の一部を補助します。

対象者：市公式ホームページまたは補助金のご案内(安心安全課窓口などで配布)をご確認ください。

補助対象：市内に住所を有するかたが、自己が居住する住宅などに対象期間中に購入・設置した防犯カメラ

対象期間：9月1日(火)～11月30日(月) ※先着順 (郵送分は到着日の窓口終了後の受付)
(予算上限に達した日の受付分は抽選)

補助金額：補助対象者1人当たり3万円を限度
(補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数切り捨て))

申込み：市公式ホームページにある申請書、その他必要書類を窓口または郵送で

受付期間：9月14日(月)～11月30日(月) 午前9時～午後4時30分(土・日曜日、祝日を除く。)

その他：詳細はこちら▶



問合せ 安心安全課防犯・交通安全担当

国民年金第1号被保険者のかたへ

令和8年10月から



国民年金保険料の育児免除制度が始まります

子※を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が始まります。対象となるかたはぜひご利用ください。

※法律上の親子関係がある子(実子及び養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

対象者

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母及び養父母子を養育する要件として、

①子と親子関係が継続していること

②子と同一住所であること

をいずれも満たしている必要があります。

保険料免除期間

子が1歳になる誕生日の前月分まで

実母の場合

産前産後免除期間を有する実母の場合は、産前産後免除期間に引き続く9か月間(産前産後免除期間と合わせて最大13か月間)、国民年金保険料が免除されます。



実父または養父母の場合

子を養育することとなった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12か月間、国民年金保険料が免除されます。



育児免除制度のメリット

育児免除期間として保険料が免除された期間は、保険料を納付したものとして将来の年金受給額に反映されます。

すでに保険料を納付している期間や、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届出することで育児免除期間として取り扱われます。保険料を納付している期間の保険料は、充当または還付されます。また、育児免除期間中も付加保険料を納付することができます。

実母のかたは、産前産後免除制度と併せてご利用ください。

産前産後期間免除制度とは

国民年金第1号被保険者であるかたは、出産日(予定日)が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠は3か月前から6か月間)は、産前産後期間として国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

必要書類など 詳細はお問い合わせください。

問合せ・手続き 春日部年金事務所国民年金課 ☎048(737)7112(自動音声②→②) 保険年金課国民年金担当